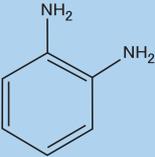
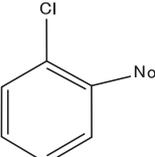
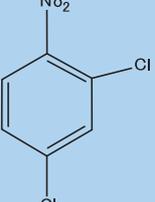
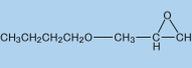
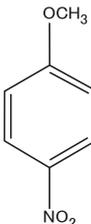


### 3. 追加された8物質の情報

物質名 (CAS No.)	構造式	主な別名	常温での性状	用途の例
1 塩化アリル (107-05-1)	$\text{CH}_2=\text{CHCH}_2\text{Cl}$	アリルクロリド、 $\alpha$ -クロロプロペン、クロロアリレン、3-クロロプロペン	無色の液体であり、特徴的な臭気(ニンニクに似た刺激臭)がある。常温(20℃)で液体であるが、沸点(45℃)が低く、蒸気圧も非常に高い。	工業化学品、農薬、医薬品、香料その他の有機合成原料として使用されている。
2 オルトフェニレンジアミン及びその塩 ※オルトフェニレンジアミン (95-54-5) ※オルトフェニレンジアミン二塩酸塩 (615-28-1)		オルトジアミノベンゼン	○オルトフェニレンジアミン 茶～黄色の結晶 ○オルトフェニレンジアミン二塩酸塩 白色結晶性粉末	農薬、防錆剤、ゴム薬、医薬、顔料の原料として使用されている。
3 1-クロロ-2-ニトロベンゼン (88-73-3)		o-クロロニトロベンゼン	黄～緑色の結晶であり、特徴的な臭気がある。	アゾ染料中間物として、ファストイエローGベース(o-クロロアニリン)、ファストオレンジGRベース(o-ニトロアニリン)、ファストスカーレットRベース、ファストレッドBBベース(o-アニシジン)、ファストレッドITRベース、o-フェネチジン、o-アミノフェノール等の原料として使用されている。
4 2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン (611-06-3)		2,4-DCNB、1,5-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	黄色の結晶	医薬品原料(鎮痛解熱剤)、除草剤原料、染料・顔料中間体及び写真薬原料として使用されている。
5 1,2-ジクロロプロパン (78-87-5)	$\text{CH}_2\text{Cl}-\text{CHCl}-\text{CH}_3$	二塩化プロピレン	無色の液体であり、特徴的な臭気(クロロホルム臭)がある。常温(20℃)で液体であるが、沸点が低く(96.4℃)、蒸気圧も非常に高い。	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及び四塩化炭素の原料、金属洗浄剤、石油精製用触媒の活性剤として使用されている。
6 ノルマルブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル (2426-08-6)		ブチル 2,3-エポキシプロピルエーテル、n-ブチルグリシジルエーテル、1-ブトキシ-2,3-エポキシプロパン	無色の液体であり、特徴的な臭気がある。常温(20℃)で液体であるが、空気と接触すると爆発性過酸化物を生成することがある。	エポキシ樹脂の反応性希釈剤、塩素系溶剤の安定剤、化学薬品の中間体として使用されている。
7 パラ-ニトロアニソール (100-17-4)		パラ-メトキシニトロベンゼン、1-メトキシ-4-ニトロベンゼン	結晶	還元するとp-アニシジンとなり、染料の中間体として使用される。
8 1-ブロモ-3-クロロプロパン (109-70-6)	$\text{CH}_2\text{Br}-\text{CH}_2-\text{CH}_2\text{Cl}$	トリメチレンクロロプロマイド、1-臭化-3-塩化プロパン	無色の液体	農薬原料、医薬品原料、工業用原料として使用されている。

## ○ 関係法令

### ○ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)(抜粋)

(技術上の指針等の公表等)  
第二十八条

(第1項及び第2項 略)

3 厚生労働大臣は、次の化学物質で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表するものとする。

一 第五十七条の三第四項の規定による勧告又は第五十七条の四第一項の規定による指示に係る化学物質

二 前号に掲げる化学物質以外の化学物質で、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるもの

4 厚生労働大臣は、第一項又は前項の規定により、技術上の指針又は労働者の健康障害を防止するための指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該技術上の指針又は労働者の健康障害を防止するための指針に関し必要な指導等を行うことができる。

## ○ 指針と規則(①有機溶剤中毒予防規則(有機則)、②特定化学物質障害予防規則(特化則))との関係

※指針の(1)対象物質へのばく露を低減させるための措置、(2)作業環境測定について、有機則、特化則との適用関係を整理すると次のとおりです。

### 1 有機溶剤関係

	有機溶剤業務 (有機則第1条第6号イ～フ)	有機溶剤業務以外の 業務
有機溶剤の 含有量 5%超え	有機則の適用及び指針の 対象範囲	指針の対象範囲
1%超え	指針の対象範囲	指針の対象範囲
1%以下	指針の対象範囲外	指針の対象範囲外

※有機溶剤とは、クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、N, N-ジメチルホルムアミド、テトラクロルエチレン及び1, 1, 1-トリクロルエタンを指します。

### 2 特定化学物質関係

	製造し、又は取り扱う業務
特定化学物質の 含有量 5%超え	特化則の適用及び指針の 対象範囲
1%超え	指針の対象範囲
1%以下	指針の対象範囲外

※特定化学物質とは、パラ-ニトロクロルベンゼンを指します。

## ○ お問い合わせ

このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお願いします。

所在地の案内、連絡先は、厚生労働省HP

([http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/index.html))で確認できます。

このパンフレットは、厚生労働省HP

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/index.html>)からも参照いただけます。